

平成 28 年 3 月 吉日

関係者各位

公益財団法人日本バスケットボール協会

国際交流試合実施申請書(遠征・招へい)の提出徹底のお願い

標題の件に関しては、各国のバスケットボール協会が公認しない国際試合は、公開・非公開問わず FIBA 内規の「FIBA 承認の競技」の項で禁じられております。両国の交流秩序のため、相互協会の承認のないものは行わないとの国際信義があります。

そこで、JBA 主催大会以外にて JBA に登録されている全てのチーム・団体が国際試合(海外に遠征する場合と、海外のチームを招聘する場合のどちらでも)を行う場合、その試合が行われる前に国際交流試合実施申請を行い、JBA の承認を得ていただく必要があります。

なお、申請にあたっての概要は下記のとおりです。何卒国際慣例に沿って必ず励行されますよう、再度周知徹底の程宜しくお願い申し上げます。

記

- 1) 規定の書式を記入の上、各都道府県協会を通じて申請する
- 2) 遠征の場合は参加チームメンバーを添付する
- 3) 招聘の場合は相手チームメンバーを添付する
- 4) 終了 1 ヶ月以内に必ず報告書(含む試合結果)を提出する
- 5) 申請料はアジア・オセアニア地区が 20,000 円、アメリカ・ヨーロッパ・アフリカ地区は 30,000 円を納入すること(但し、中学生以下は申請書提出のみとし、申請料は免除される)
- 6) 申請は試合の1ヶ月前までに行うこと(相手国への連絡のため)
- 7) 渡航の際は承認書を必ず携行し必要に応じ提示すること
- 8) 入場料収入のある大会として日本国内で開催する場合、「国内有料競技会開催申請書」を JBA に提出し、JBA 競技委員会が別途定める納付金を納付すること
- 9) 本件に関する問い合わせ先・書類送付先

公益財団法人日本バスケットボール協会

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-7-27 後楽鹿島ビル 6 階

TEL: 03-4415-2020 / E-mail: info@basketball.or.jp

以上